

令和8年10月5日

課 名	岡山県美作県民局地域政策部 地域づくり推進課
担 当	竹森、後藤
電 話	0868-23-1214（直通）

お知らせ

みまさかのくに

美作国創生公募提案事業の提案を募集します！

～ 美作地域の様々な課題の解決に取り組んでみませんか？ ～

岡山県美作県民局では、魅力と活力にあふれ、安心して生き活きと暮らせる美作地域づくりを進めています。

このたび、人口減少問題をはじめとする美作地域の様々な課題について、地域のニーズを踏まえ、資源等を生かしたノウハウやアイデアにより解決を図り、高い効果の期待できる事業の提案を募集しますので、お知らせします。

記

1 募集テーマ

別添募集チラシに掲げる1～6のテーマに沿った事業

2 募集期間

令和8年10月5日（月）～令和8年12月4日（金）【必着】

3 募集事業の主な要件

次の①又は②の要件のいずれかを満たす効果的な取組で、公益的、社会貢献的事業であり、広く社会的課題の解決が図られること。

- ① 美作地域の複数の市町村にまたがる広域的な取組であること。
- ② 地域づくりのモデル事例となる先進的・独創的かつ効果的な取組であること。

4 応募資格

岡山県内のNPO団体、ボランティア団体、企業等の団体であること。ただし、美作県民局管外の団体については、美作県民局管内の団体とグループを構成すること。

5 応募方法

美作県民局地域づくり推進課のホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、美作県民局地域づくり推進課へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

<https://www.pref.okayama.jp/site/13/1057523.html>

[提出・問い合わせ先]

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課

〒708-8506 津山市山下53 TEL：0868-23-1214

E-mail：mima-chiiki@pref.okayama.lg.jp

6 備 考

- (1) 詳細は、別添募集チラシをご参照ください。
- (2) 今回募集するのは、令和9年度に実施する事業です。

美作国創生公募提案事業

美作地域の課題解決に向けた提案を募集！

募集テーマ

- 1 少子化対策(出会い・結婚応援、妊娠・出産・子育て支援)
- 2 美作地域の「交流・定住・関係人口」の創出
- 3 若者が活躍できる美作地域の創造
- 4 地域住民一人ひとりの防災力の向上
- 5 将来の夢☆土木
- 6 盛り上げよう！地域の宝(農林水産物の振興)
- 7 自由テーマ(その他、必要性や効果が認められる事業)

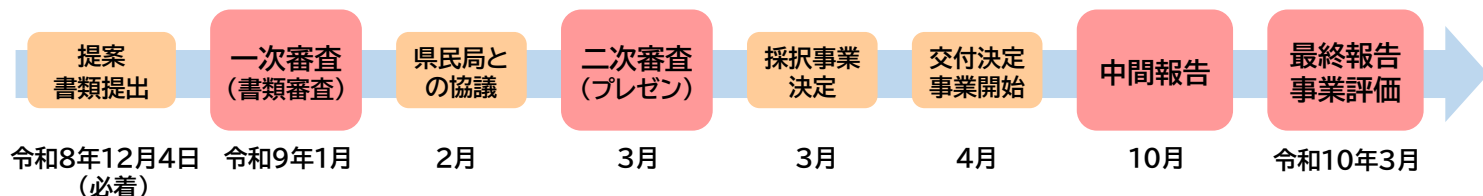
補助額
200万円
(採択1回目)

募集期間

令和8年10月5日(月) ~ 12月4日(金) 必着

事前相談受付中！

スケジュール



応募方法 郵送、持参または電子メール

提出・お問い合わせ先 〒708-8506 津山市山下53

岡山県美作県民局地域政策部 地域づくり推進課 市町村連携班

☎ 0868-23-1214

✉ mima-chiiki@pref.okayama.lg.jp

詳細はこちら



応募資格

次の要件を全て満たす団体とします。なお、個人は対象としません。

- (1) 岡山県内のNPO団体、ボランティア団体、企業等の団体であること。ただし、美作県民局管外の団体については、美作県民局管内の団体とグループを構成すること。
- (2) 提案事業の遂行に必要な組織・人員(5人以上の会員等)を有し、提案事業を適正に実施でき、実績報告書が提出できること。
- (3) 組織の運営に関する規則(規約、会則等)又はこれに準ずるものがあること。
- (4) 予算・決算を適正に行っていること。
- (5) 募集開始時点で1年以上継続して活動しており、直近1カ年の活動報告書及び収支決算書が提出できること。(任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体活動歴を含む。)
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないこと。
- (8) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 岡山県税に滞納がないこと。

応募制限

- (1) 応募できるのは1団体1事業です。
- (2) 同一事業の採択は2回までとします。

提案事業の条件

提案事業は、次の条件を全て満たす事業とします。

- (1) 美作県民局管内の複数の市町村にまたがる広域的な取組であるか、美作県民局管内における地域づくりのモデル事例となる先進的・独創的かつ効果的な取組であること。 ※美作県民局管内とは、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町の10市町村
- (2) 公益的、社会貢献的事业であり、広く社会的課題の解決が図られること。
- (3) 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ・営利を目的とする事業
 - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - ・施設等の建設及び整備を目的とする事業
 - ・岡山県から他の予算により助成を受けている(受ける計画のある)事業
 - ・国、他の地方公共団体又は他団体から助成を受ける計画のある事業で、その助成が受けられなかった場合、事業の執行ができなくなる(事業縮小を含む。)事業なお、令和9年度の単年度事業として採択します。
※令和9年度の当該事業予算の成立が前提となります。

補助対象経費等

- (1) 対象となる経費は、提案する事業を実施するために直接必要な経費とし、提出された事業計画書や収支予算書により判断します。

なお、次の経費については対象外とします。

- ・団体の管理運営費(光熱水費、家賃など)
- ・団体の構成員に対する人件費
- ・土地、建物、建物付属設備、構築物、機械、装置の取得に要する経費
- ・食糧費(外部講師等へのお茶代のみ対象経費として認めます)
- ・備品購入費(10万円以上の物品)
- ・その他、補助することが適当でないと認められる経費

- (2) 美作県民局が負担する経費については、次のとおりです。翌年度以降の事業については、当該年度に改めて審査を行います。
 - ① 本制度において、採択1回目の事業
補助率10分の10とし、1件につき上限200万円
 - ② 本制度において、採択2回目の事業
補助率10分の10とし、1件につき上限100万円
- (3) 美作県民局が事業経費を負担した場合において、事業実施後に余剰金が発生した場合は、返還を求めます。

実施事業の例

(令和7年度実施)

美作地域の若者多文化共創プロジェクト

NPO法人市民活動センターみんなでしょうえい



美作地域で学び、働き、暮らす多様な若者たちが主体となって、関係人口の創出や多文化共生の未来を築くことを目的として、地域住民と在住外国人が交流できるイベントを企画・開催し、相互理解を深めた。

事業実施にあたっては、若者中心のプロジェクトチームを立ち上げ、アイデア会議やSNSを活用した多言語での発信等を行い、若者の地域参画意識の向上にも取り組んだ。

※この他の過去の実施事業について、美作県民局ホームページに掲載しています。



みなさまからの提案をお待ちしています